競技の存廃論、鍵は「公益性」

命のリング
ボクシング死亡事故から考える
第2部

6 法的責任

街のけんかで人を殴れば罪になるが、リング上では許される。格闘技は相手との同意の下、ルールに従いスポーツとして行われることで法的に罪に問われない。過去の判例でも、練習を含めて格闘技の死亡事故が正当化されるのは、スポーツとして行われているかどうかが焦点だった。

弁護士の岡筋泰之(42)は、日本ボクシングコミッション（ＪＢＣ）の倫理委員会委員長で、穴口一輝の死亡事故の検証委員会で委員長を務めた。4団体世界ミニマム級元王者として41歳まで現役を続けた高山勝成を代理人としても支えた。

法的な立場から彼らの人生をかけた闘いを見てきた。だからこそ「スポーツで人が亡くなってはいけない。ＪＢＣは、ボクシングをスポーツとして成立させなければならない」と、安全管理の責務を改めて強調する。

ＪＢＣ本部事務局長の安河内剛(64)は今、スポーツとしての法的正当化を超える必要があると感じている。「暴力を廃することは現代社会のテーマ。その暴力を肯定するものを僕らはやっている。社会に受け入れられなければ、競技として存続できない」

元世界王者の高山勝成(右)に付き添う岡筋泰之弁護士＝2018年8月、大阪弁護士会館

「ボクシング存廃論」は英国などで何度も議論されてきたが、英雄の誕生や不良少年の更生などを理由に民衆の支持を得てきた。「ボクシングがなぜ許されるのかは、われわれがずっと突きつけられている課題。それをおろそかにはできない」

鍵は「公益性」だという。「プロスポーツがほとんどなかった時代は、国民娯楽として公益性を意識してもらえていたが、今は違う」。ＪＢＣは近年、カンボジアやミャンマーとの国際交流や、障がい者への競技普及などに取り組んでいる。安全とともに、競技を守る模索は続く。

＝敬称略＝

（船曳陽子）

(C)神戸新聞社 無断転載 複製および頒布は禁止します。